

## 9. 環境基準等

### (1) 大気

#### ①環境基準

ア 人の健康の保護

物 質	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状 物質 (SPM)	光化学オキシ ダント (Ox)	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
評価方法	98% 値 評 価	—			年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値で評価する。
	短期的 評 価	測定を行った日又は時間について、それぞれ評価する。			—
	長期的 評 価	年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるもの(年間365日分の1日平均値がある場合、高い方から7日を除いた8日目の1日平均値)を除外して評価する。ただし、1日平均値につき、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取扱いを行わない。			—

備考：

1. 工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
3. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

#### イ 有害大気汚染物質

物 質	環 境 基 準
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。

備考:工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。

#### ウ ダイオキシン類

0.6 pg-TEQ/m<sup>3</sup> 以下 (年間平均値)

## エ 微小粒子状物質に係る環境基準

物 質	環 境 基 準
微小粒子状物質	1年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、 1日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であること。

備考：

1. 工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。
2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5 \mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

## オ 大気汚染に係る指針

光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針	光化学オキシダントの日最高1時間値 $0.06\text{ppm}$ に対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、 $0.20\text{ppmC}$ から $0.31\text{ppmC}$ の範囲にある。
--------------------------------	---

## (2) 悪臭

## ①悪臭防止法に基づく規制基準

ア 事業場の敷地境界線の地表

項 目	規制地域の区分		
	A 地域	B 地域	C 地域
臭気強度	2.5	3	3.5
アンモニア	1 ppm	2 ppm	5 ppm
メチルメルカプタン	0.002 ppm	0.004 ppm	0.01 ppm
硫化水素	0.02 ppm	0.06 ppm	0.2 ppm
硫化メチル	0.01 ppm	0.05 ppm	0.2 ppm
二硫化メチル	0.009 ppm	0.03 ppm	0.1 ppm
トリメチルアミン	0.005 ppm	0.02 ppm	0.07 ppm
アセトアルデヒド	0.05 ppm	0.1 ppm	0.5 ppm
プロピオンアルデヒド	0.05 ppm	0.1 ppm	0.5 ppm
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm	0.03 ppm	0.08 ppm
イソブチルアルデヒド	0.02 ppm	0.07 ppm	0.2 ppm
ノルマルバレルアルデヒド	0.009 ppm	0.02 ppm	0.05 ppm
イソバレルアルデヒド	0.003 ppm	0.006 ppm	0.01 ppm
イソブタノール	0.9 ppm	4 ppm	20 ppm
酢酸エチル	3 ppm	7 ppm	20 ppm
メチルイソブチルケトン	1 ppm	3 ppm	6 ppm
トルエン	10 ppm	30 ppm	60 ppm
スチレン	0.4 ppm	0.8 ppm	2 ppm
キシレン	1 ppm	2 ppm	5 ppm
プロピオン酸	0.03 ppm	0.07 ppm	0.2 ppm
ノルマル酪酸	0.001 ppm	0.002 ppm	0.006 ppm
ノルマル吉草酸	0.0009 ppm	0.002 ppm	0.004 ppm
イソ吉草酸	0.001 ppm	0.004 ppm	0.01 ppm

備考：地域区分は 149 頁の別表の①参照。

## (参考)

臭気強度	内 容
0	無臭
1	やっと感知できるにおい（検知閾値濃度）
2	何のにおいであるかがわかる弱いにおい（認知閾値濃度）
3	楽に感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい

## (3) 水質

## ①環境基準

ア 人の健康の保護及び地下水

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01 mg/ℓ 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/ℓ 以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ 以下
砒素	0.01 mg/ℓ 以下
総水銀	0.0005 mg/ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル (P C B)	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/ℓ 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ 以下
チウラム	0.006 mg/ℓ 以下
シマジン	0.003 mg/ℓ 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ 以下
ベンゼン	0.01 mg/ℓ 以下
セレン	0.01 mg/ℓ 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ 以下
ふっ素	0.8 mg/ℓ 以下
ほう素	1 mg/ℓ 以下

備考：

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 海域については、人の健康の保護に関する環境基準のうち、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

## イ 生活環境の保全

## (ア) 河川

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素 量(DO)	大腸菌 群 数	
A	水道2級、 水産1級、 水浴及びB 類型以下に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	1,000 MPN/ 100ml 以下	錦 川 夜市川 富田川 末武川 島田川 佐波川
B	水道3級、 水産2級及 びC類型以 下に掲げる もの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	5,000 MPN/ 100ml 以下	夜市川 富田川

備考：

1. 基準値は、日間平均値とする。
2. 夜市川のA類型は島屋頭首工より上流、B類型は島屋頭首工より下流。
3. 富田川のA類型は音羽橋より上流、B類型は音羽橋より下流。

(イ) 湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万m<sup>3</sup>以上であり、かつ、水の滞留が4日間以上である人工湖）

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素 量(DO)	大腸菌 群 数	
A	水道2,3級、 水産2級、 水浴及び B類型以 下に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	1,000 MPN/ 100ml 以下	菅野湖 菊川湖 高瀬湖 米泉湖

備考：基準値は、日間平均値とする。

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値		該当水域
		全窒素	全 磷	
Ⅱ	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種、水浴及びⅢ類型以下に掲げるもの	0.2 mg/ℓ 以下	0.01mg/ℓ 以下	菅野湖（全磷のみ） 菊川湖 米泉湖（全磷のみ）

備考：

1. 基準値は年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
3. 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

1. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
2. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用 水産3級：コイ、フナ等、 $\beta$ -中腐水性水域の水産生物用
3. 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物並びに水産2種及び水産3種の水産生物用 水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3級の水産生物用 水産3種：コイ、フナ等の水産生物用

(ウ) 海域

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素 量(DO)	大腸菌 群数	n-ヘキサ ン抽出 物質	
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB類型以下に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	1,000 MPN/ 100ml 以下	検出され ないこと	徳山湾
B	水産2級、工業用水及びC類型に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—	検出され ないこと	
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	—	—	

備考：水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100ml 以下とする。

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当 水域
		全窒素	全磷	
II	水産1種、水浴及びIII類型以下に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3 mg/ℓ 以下	0.03 mg/ℓ 以下	徳山湾

備考：

1. 基準値は、年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用 水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
3. 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

## ウ 水生生物の保全

水域	項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
			全 亜 鉛
河川・湖沼	生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/l 以下
	生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/l 以下
	生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/l 以下
	生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/l 以下
海域	生物 A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/l 以下
	生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/l 以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

## エ ダイオキシン類

1 pg-TEQ/l 以下（年間平均値）

## オ 要監視項目

## (ア)水生生物の保全

項 目	水 域	類 型	指 針 値
クロロホルム	河川・湖沼	生物 A	0.7 mg/l 以下
		生物特 A	0.006 mg/l 以下
		生物 B	3 mg/l 以下
		生物特 B	3 mg/l 以下
	海 域	生物 A	0.8 mg/l 以下
		生物特 A	0.8 mg/l 以下
フェノール	河川・湖沼	生物 A	0.05 mg/l 以下
		生物特 A	0.01 mg/l 以下
		生物 B	0.08 mg/l 以下
		生物特 B	0.01 mg/l 以下
	海 域	生物 A	2 mg/l 以下
		生物特 A	0.2 mg/l 以下
ホルムアルデヒド	河川・湖沼	生物 A	1 mg/l 以下
		生物特 A	1 mg/l 以下
		生物 B	1 mg/l 以下
		生物特 B	1 mg/l 以下
	海 域	生物 A	0.3 mg/l 以下
		生物特 A	0.03 mg/l 以下

備考：指針値は、年間平均値とする。

## (イ)人の健康の保護

項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06 mg/ℓ 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/ℓ 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/ℓ 以下
イソキサチオン	0.008 mg/ℓ 以下
ダイアジノン	0.005 mg/ℓ 以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/ℓ 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/ℓ 以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/ℓ 以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/ℓ 以下
プロピザミド	0.008 mg/ℓ 以下
EPN	0.006 mg/ℓ 以下
ジクロルボス (DDVP)	0.008 mg/ℓ 以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/ℓ 以下
イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/ℓ 以下
クロルニトロフェン (CNP)	—
トルエン	0.6 mg/ℓ 以下
キシレン	0.4 mg/ℓ 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/ℓ 以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07 mg/ℓ 以下
アンチモン	0.02 mg/ℓ 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/ℓ 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/ℓ 以下
1,4-ジオキササン	0.05 mg/ℓ 以下
全マンガン	0.2 mg/ℓ 以下
ウラン	0.002 mg/ℓ 以下

備考：指針値は、年間平均値とする。



## ②排水基準

## ア 健康項目

有害物質の種類		許容限度
カドミウム及びその化合物		0.1 mg/ℓ
シアン化合物		1 mg/ℓ
有機燐化合物		1 mg/ℓ
鉛及びその化合物		0.1 mg/ℓ
六価クロム化合物		0.5 mg/ℓ
砒素及びその化合物		0.1 mg/ℓ
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005 mg/ℓ
アルキル水銀化合物		検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル（PCB）		0.003 mg/ℓ
トリクロロエチレン		0.3 mg/ℓ
テトラクロロエチレン		0.1 mg/ℓ
ジクロロメタン		0.2 mg/ℓ
四塩化炭素		0.02 mg/ℓ
1,2-ジクロロエタン		0.04 mg/ℓ
1,1-ジクロロエチレン		0.2 mg/ℓ
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4 mg/ℓ
1,1,1-トリクロロエタン		3 mg/ℓ
1,1,2-トリクロロエタン		0.06 mg/ℓ
1,3-ジクロロプロペン		0.02 mg/ℓ
チウラム		0.06 mg/ℓ
シマジン		0.03 mg/ℓ
チオベンカルブ		0.2 mg/ℓ
ベンゼン		0.1 mg/ℓ
セレン及びその化合物		0.1 mg/ℓ
ほう素及びその化合物	海域外	10 mg/ℓ
	海 域	230 mg/ℓ
ふっ素及びその化合物	海域外	8 mg/ℓ
	海 域	15 mg/ℓ
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		100 mg/ℓ

## 備考

1. 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
2. 有機燐化合物とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。

## イ 生活環境項目

生活環境項目		許容限度
水素イオン濃度 (pH)	海域外	5.8~8.6
	海 域	5.0~9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)		160 mg/ℓ (日間平均 120 mg/ℓ)
化学的酸素要求量 (COD)		160 mg/ℓ (日間平均 120 mg/ℓ)
浮遊物質 (SS)		200 mg/ℓ (日間平均 150 mg/ℓ)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量	5 mg/ℓ
	動植物油脂類含有量	30 mg/ℓ
フェノール類含有量		5 mg/ℓ
銅含有量		3 mg/ℓ
亜鉛含有量		2 mg/ℓ
溶解性鉄含有量		10 mg/ℓ
溶解性マンガン含有量		10 mg/ℓ
クロム含有量		2 mg/ℓ
大腸菌群数		日間平均 3,000/cm <sup>3</sup>
窒素含有量		120 mg/ℓ (日間平均 60 mg/ℓ)
燐含有量		16 mg/ℓ (日間平均 8 mg/ℓ)

備考

- この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排水の量が 50m<sup>3</sup> 以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。

## ③水浴場水質判定基準

区 分	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	化学的酸素要求量 (COD)	透明度
適	水質 AA 不検出 (検出限界 2 個/100ml)	油膜が認められない。	2 mg/ℓ 以下 (湖沼は 3 mg/ℓ 以下)	全透 (または 1m 以上)
	水質 A 100 個/100ml 以下	油膜が認められない。	2 mg/ℓ 以下 (湖沼は 3 mg/ℓ 以下)	全透 (または 1m 以上)
可	水質 B 400 個/100ml 以下	常時は油膜が認められない。	5 mg/ℓ 以下	1m 未満 ~ 50cm 以上
	水質 C 1,000 個/100ml 以下	常時は油膜が認められない。	8 mg/ℓ 以下	1m 未満 ~ 50cm 以上
不適	1,000 個/100ml を超えるもの。	常時油膜が認められる。	8 mg/ℓ 超	50cm 未満

備考

- 同一水浴場に関して得た測定値の平均による。なお、不検出とは、平均値が検出限界未満のことをいう。
- 区分が不適の透明度に関しては、砂の巻上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

## (4) 土壌

## ①環境基準

## ア 人の健康の保護

項 目	環 境 基 準
カドミウム	検液 1 ℓ につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 1 mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 ℓ につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 ℓ につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1 ℓ につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1 ℓ につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル（P C B）	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 ℓ につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 ℓ につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 ℓ につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 ℓ につき 0.02mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1 ℓ につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 ℓ につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 ℓ につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 ℓ につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 ℓ につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 ℓ につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1 ℓ につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1 ℓ につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 ℓ につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 ℓ につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1 ℓ につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 ℓ につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1 ℓ につき 1 mg 以下であること。

## 備考：

1. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 ℓ につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 ℓ につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
2. 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

## イ ダイオキシン類

1,000 pg-TEQ/g 以下

備考：環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

## ②土壌汚染対策法に基づく基準

特定有害物質の種類		指定基準	
		土壌量基準	土壌溶出量基準
第1種特定有害物質	四塩化炭素	—	0.002 mg/l 以下
	1,2-ジクロロエタン	—	0.004 mg/l 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.04 mg/l 以下
	1,3-ジクロロプロペン	—	0.002 mg/l 以下
	ジクロロメタン	—	0.02 mg/l 以下
	テトラクロロエチレン	—	0.01 mg/l 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	—	1 mg/l 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	—	0.006 mg/l 以下
	トリクロロエチレン	—	0.03 mg/l 以下
	ベンゼン	—	0.01 mg/l 以下
第2種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	150 mg/kg 以下	0.01 mg/l 以下
	六価クロム化合物	250 mg/kg 以下	0.05 mg/l 以下
	シアン化合物	50 mg/kg 以下 (遊離シアンとして)	検出されないこと。
	水銀及びその化合物	15 mg/kg 以下	水銀が 0.0005 mg/l 以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと。
	セレン及びその化合物	150 mg/kg 以下	0.01 mg/l 以下
	鉛及びその化合物	150 mg/kg 以下	0.01 mg/l 以下
	砒素及びその化合物	150 mg/kg 以下	0.01 mg/l 以下
	ふっ素及びその化合物	4,000 mg/kg 以下	0.8 mg/l 以下
ほう素及びその化合物	4,000 mg/kg 以下	1 mg/l 以下	
第3種特定有害物質	シマジン	—	0.003 mg/l 以下
	チウラム	—	0.006mg/l 以下
	チオベンカルブ	—	0.02 mg/l 以下
	PCB	—	検出されないこと。
	有機りん化合物	—	検出されないこと。

備考：有機りん化合物とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

## (6) 騒音・振動

## ①環境基準

## ア 騒音

道路に面する地域以外の地域

時間区分 地域の類型	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

備考：地域の類型は 149 頁の別表の②参照。

道路に面する地域

時間区分 地域の区分	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考：車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

幹線交通を担う道路に近接する空間についての特例基準値

基準値	
昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
70デシベル以下	65デシベル以下

備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間 45 デシベル以下、夜間 40 デシベル以下）によることができる。

1. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
2. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
3. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
4. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

## イ 新幹線鉄道騒音

地域の類型		基準値
I	主として住居の用に供される地域	70 デシベル以下
II	I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	75 デシベル以下

備考：地域の類型は 149 頁の別表の③参照。

## ②騒音規制法に基づく規制基準

## ア 特定工場等

時間区分 区域の区分	昼 間 (午前 8 時～午後 6 時)	朝 夕 (午前 6 時～午前 8 時) (午後 6 時～午後 9 時)	夜 間 (午後 9 時～午前 6 時)
第一種区域	50 デシベル以下	45 デシベル以下	40 デシベル以下
第二種区域	60 デシベル以下	50 デシベル以下	45 デシベル以下
第三種区域	65 デシベル以下	65 デシベル以下	55 デシベル以下
第四種区域	70 デシベル以下	70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考：区域の区分は 149 頁の別表の④参照。

## イ 自動車騒音

時間区分 区域の区分	昼 間 (午前 6 時～午後 10 時)	夜 間 (午後 10 時～午前 6 時)
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル以下	55 デシベル以下
a 区域のうち 2 車線を有する道路に面する区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下
b 区域のうち 2 車線以上及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル以下	70 デシベル以下

備考：区域の区分は 149 頁の別表の②参照。

## ウ 特定建設作業

区域の区分	第一号区域	第二号区域
騒音レベル	85 デシベル以下 (敷地の境界線)	
作業禁止の時間帯	午後 7 時～午前 7 時	午後 10 時～午前 6 時
1 日当たりの作業時間	10 時間以内	14 時間以内
作業許容日数	連続 6 日間以内	
作業禁止日	日曜日 その他の休日	

備考：区域の区分は 149 頁の別表の⑤参照。

## ③振動規制法に基づく規制基準

## ア 特定工場等

時間区分 区域の区分	昼 間 (午前 8 時～午後 7 時)	夜 間 (午後 7 時～午前 8 時)
第一種区域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
第二種区域 (I)	65 デシベル以下	60 デシベル以下
第二種区域 (II)	70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考：区域の区分は 149 頁の別表の⑥参照。

## イ 道路交通振動

時間区分 区域の区分	昼 間 (午前 8 時～午後 7 時)	夜 間 (午後 7 時～午前 8 時)
第一種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
第二種区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考：区域の区分は 149 頁の別表の⑥参照。

## ウ 特定建設作業

区域の区分	第一号区域	第二号区域
振動レベル	75 デシベル以下 (敷地の境界線)	
作業禁止の時間帯	午後 7 時～午前 7 時	午後 10 時～午前 6 時
1 日当たりの作業時間	10 時間以内	14 時間以内
作業許容日数	連続 6 日間以内	
作業禁止日	日曜日 その他の休日	

備考：区域の区分は 149 頁の別表の⑤参照。

## 【 別表 】 悪臭、騒音、振動に関する区域の区分

区域の区分 用途地域	①	②	③	④	⑤	⑥		
	悪 臭	騒 音			振 動			
	悪 臭 防止法	環境基準 (自動車 騒音)	新 幹 線 鉄 道 騒 音	特 定 工 場 等	特定建 設 作 業	特定工場等 道 路 交 通 振 動		
第一種低層 住居専用地域	A 地域	A 類型 (a 区域)	I 類型	第一種 区 域	第一号 区 域	第一種 区 域		
第二種低層 住居専用地域								
第一種中高層 住居専用地域								
第二種中高層 住居専用地域				第二種 区 域				
第一種住宅地域		B 類型 (b 区域)	II 類型	第三種 区 域			第二号 区 域	第二種 区域 (I)
第二種住宅地域								
準住居地域	B 地域	C 類型 (c 区域)	II 類型	第四種 区 域	第二号 区 域	第二種 区域 (II)		
近隣商業地域								
商業地域								
準工業地域	C 地域	設 定 し ない	設 定 し ない	原則設定 し ない	設 定 し ない	原則設定 し ない		
工業地域								
工業専用地域	C 地域	設 定 し ない	設 定 し ない	原則設定 し ない	設 定 し ない	原則設定 し ない		